

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間
(令和3年(2021年)4月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第69条の27
許認可等の種類	指定試験実施機関の指定
法令の定め	(法第69条の27) 都道府県知事は、その指定する者に、介護支援専門員実務研修試験の実施に関する事務を行わせることができる。 (法施行規則第113条の37) 法第69条の27第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。 1 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 2 実務研修受講試験の名称 3 実務研修受講試験を行う施設の所在地 4 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 5 当該申請に係る事業の開始予定年月日 6 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書 7 当該申請に係る事業に係る資産の状況 8 手数料その他実務研修受講試験の受験者から受領する金額 9 その他指定に関し必要があると認める事項
審査基準	(北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施機関指定要綱) 第2 指定試験実施機関の要件 知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、試験実施機関として指定することができるものとする。 (1) 法人であること。 (2) 介護支援専門員実務研修受講試験に関する事務(試験問題作成及び合格基準の設定を除く。以下「試験事務」という。)を適正かつ継続的に実施する能力が認められること。 (3) 次に掲げる義務を適正に履行できることが認められること。 ア 第6に規定する変更の届出、第7に規定する廃止の届出、第8に規定する事業計画書の提出、第9に規定する事業実績報告書の提出について、適正に履行できると認められること。 イ 試験事務事業に係る経理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支が明らかとなる書類が整備されること。 ウ 試験事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
標準処理期間	総期間 14日・月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分期間 14日・月 ()
処分担当課	保健福祉高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係 (電話: 011-231-4111 (内線 25-675))
申請先	保健福祉高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係 (電話: 011-231-4111 (内線 25-675))
問い合わせ先	保健福祉高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係 (電話: 011-231-4111 (内線 25-675))
備考	